

潮来市国際交流協会規約

(名称)

第1条 この会は、潮来市国際交流協会（以下「協会」という）

(目的)

第2条 協会は、教育、文化、観光交流等の国際交流を推進し、市民の国際理解の醸成、増進を図り、もって地域の活性化及び世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流に関する事業の計画及び実施
- (2) 国際交流に関する情報の収集および提供
- (3) 国際交流に関する諸団体との交流及び協力
- (4) その他の国際交流の推進に必要な事項

(会員)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同する個人・法人（但し国籍を問わない）及び団体をもって組織する。

2 会員となるものは、別に定める入会申込書を提出するものとする。

(役員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 会 計 2名
- (5) 監 事 2名

2 協会に顧問を置くことができる。

(役員を選任及び任期)

第6条 役員は、総会において選任する。

- 2 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 欠員による補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長、副会長は理事から選任する。

(役員の職務)

第7条 会長は、協会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 理事は、協会の会務を審議し、執行する。
- 4 会計は、協会の会計を処理する。
- 5 監事は、協会の経理を監査する。
- 6 顧問は、会長の求めに応じ、協会の運営に関する助言を行う。

(事務局)

第8条 協会の事務を処理するため、協会に事務局を置く。

- 2 事務局は、潮来市環境経済部観光商工課内（潮来市辻 626）に置く。

(会議)

第9条 協会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第10条 総会は、会長の招集により年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 2 総会において決議又は承認する事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算に関すること
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること
- (3) 規約の改正に関すること
- (4) 役員の選任に関すること
- (5) その他、会長が認める事項

- 3 総会の議長は、会長があたる。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、第5条で規約する役員で構成する。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 役員会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) その他必要な事項

- 4 役員会の議長は会長があたる。

5 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第12条 会長は、協会の事業を円滑に進めるため、役員会のもとに運営委員会を設けることができる。

2 運営委員会は、委員長、副委員長、専門委員長で構成する。

3 運営委員会は、次の事項について審議する。

(1) 予算及び事業計画の立案に関すること

(2) 専門委員会間の活動の調整に関すること

(3) その他、委員長が必要と認める事項

4 運営委員会は、緊急を要する事項について役員会に代わり審議することができる。但し、この場合役員会においてその事項を報告しなければならない。

(専門委員会)

第13条 会長は、協会の事業を推進するために、役員会の同意を得て専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の委員長は、委員会の審議を経て会長が委嘱する。

3 専門委員会、文化交流委員会、語学委員会、広報委員会で構成し、協会の事業を具現化するため、個々の所管に基づき企画立案及び実施にあたる。

(経費)

第14条 協会の経費は、会費、賛助金及びその他の収入を持ってあたる。

(会費)

第15条 協会の会費は、次のとおりとする。ただし、在日外国人（国籍不問）及び移住外国人からの会費は無料とする。

(1) 個人 年額 2,000円

(2) 法人及び団体 年額 10,000円

(3) 賛助会費 一口 1,000円

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補足)

第17条 この規約は定めるもののほか、重要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、平成28年4月28日から施行する。

附則

この規約は、令和4年5月13日から施行する。